

令和6年度 部活動運営方針

秋田県立由利高等学校

令和6年4月3日

1 方針

(1) 活動時間について

- ① 平日は、長くとも2時間30分程度とする。
- ② 土曜・日曜（以下「週末」）及び祝日は、長くとも3時間30分程度とする。
- ③ 冬期間（降雪期）は、平日における活動時間の短縮を心がける。

(2) 休養日（休止日）について

- ① 平日は、週あたり1日以上休養日を設ける。
- ② 「由と利の日（ノー残業デー）」に部活動を実施する場合、職員の勤務時間内に終えることとする。
- ③ 週末は、原則、月あたり2日以上休養日を設ける。
- ④ 定期考査1週間前から終了前日までは、原則、休止日とする。
- ⑤ 2週に定期考査がまたがる場合は、規定外練習許可を取り、短時間で終了することとする。
- ⑥ 学校閉庁日は、原則、休止日とする。

2 留意事項

- (1) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (2) 週末の高体連主催以外の大会参加に関しては、原則、月2大会までとする。
- (3) 夏季及び冬季休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 週末における練習試合・遠征等の活動時間については、この限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないように配慮する。
- (5) その他特別な事情がある大会参加等に関しては、生徒の体調等に配慮した上で、校長が判断し許可するものとする。
- (6) 部活動の実態や競技種目等の特性を踏まえ、インシーズン、オフシーズンでの活動時間・休養日を年間単位で調整できることとする。

3 その他（校内確認事項）

- (1) 方針（1）の③について、降雪期は日照時間が短いことや生徒の登下校及び教職員の通勤にかかる時間が増えることから、安全面等への配慮を兼ねるものであること。
- (2) 方針（2）の①について、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、学習時間の確保等を目的とするものであることから、完全休養日とし、自主練習等についても行わないこと。
- (3) 方針（2）の③について、2日以上休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えること。
- (4) 留意事項（4）について、終日の練習試合・遠征さらには毎週末の実施等にならないように配慮すること。
- (5) 留意事項（5）について、顧問が作成する年間活動計画及び月間活動計画を事前に保護者及び生徒へ周知すること。
- (6) 活動後は、速やかに後片付け清掃を行い、19時30分までに下校すること。
(大会前などの規定外練習許可の場合は、最終下校時刻を20時00分とする)
- (7) 生徒との連絡には、個別のメール等のやりとりは行わないこと。
- (8) 外部指導者を依頼する際は、学校教育の一環として行われる活動であることを踏まえ、方針について共通理解を図った上、指導・運営に当たること。また、外部指導者の所属先や連絡先を十分に確認の上、依頼すること。